

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成28年3月9日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p>	
<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義</p> <p>この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 非常事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① ～ ⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 海外投資（株式等）保険約款にあつては、同約款第2条第1項第1号から第5号までに掲げるてん補事由</u></p> <p><u>⑧ 海外投資（不動産等）保険約款にあつては、同約款第2条第1号から第4号までに掲げるてん補事由</u></p> <p><u>⑨ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあつては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</u></p> <p><u>⑩ 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあつては、同約款第3条第1号に掲げるてん補事由</u></p> <p>(4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① ～ ⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 海外投資（株式等）保険約款にあつては、同約款第2条第1項第6号に掲げるてん補事由</u></p> <p><u>⑧ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由</u></p>	<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義</p> <p>この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 非常事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① ～ ⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあつては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</u></p> <p><u>⑧ 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあつては、同約款第3条第1号に掲げるてん補事由</u></p> <p>(4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① ～ ⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由</u></p>	

新	旧	備考
<p>⑨ 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあっては、同約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補事由 (5) ～ (19) (略)</p>	<p>⑧ 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあっては、同約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補事由 (5) ～ (19) (略)</p>	
<p>II 保険料率 [1] 貿易一般保険約款（以下[1]において「約款」という。）に係る保険料率 1 (略)</p>	<p>II 保険料率 [1] 貿易一般保険約款（以下[1]において「約款」という。）に係る保険料率 1 (略)</p>	
<p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (1) (略) (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 ① 船前危険 基本保険料率(%) = $0.00009 \times X \times \text{信用付保率} \div 0.8 \times c$ (i) Xは、船積前期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。 (ii) cは、次のとおりとする。 (イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。 (a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者を相手方とする輸出契約等（一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が500億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。 (b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等</p>	<p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (1) (略) (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 ① 船前危険 基本保険料率(%) = $0.00009 \times X \times \text{信用付保率} \div 0.8 \times c$ (i) Xは、船積前期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。 (ii) cは、次のとおりとする。 (イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。 (a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者を相手方とする輸出契約等（一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が500億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。 (b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等</p>	

新					旧					備考																																																										
<p>(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が <u>10</u> 億円以上のものに限り、I L Cにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。) の場合は、2.0 とする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0 とする。</p> <p>(p) (略)</p> <p>② 船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>					<p>(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が <u>25</u> 億円以上のものに限り、I L Cにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。) の場合は、2.0 とする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0 とする。</p> <p>(p) (略)</p> <p>② 船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整 係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">政府開発援助契約等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td>G S 格、G A 格、G E 格、E E 格 <u>又は S A 格</u></td> <td>0.000493</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>E A 格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>E M 格又は E F 格</td> <td rowspan="2">0.002364</td> <td rowspan="2">0.046</td> <td rowspan="2">0.45</td> </tr> <tr> <td>船積後期間が 180 日以内の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船積後期間が 180 日を超える場合</td> <td>0.007884</td> <td>▲0.948</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>							a	b	調整 係数	政府開発援助契約等					政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格 <u>又は S A 格</u>	0.000493	0.000	0.2	E A 格	0.000874	0.016	0.3	E M 格又は E F 格	0.002364	0.046	0.45	船積後期間が 180 日以内の場合		船積後期間が 180 日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整 係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">政府開発援助契約等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td>G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、 <u>S A 格又は P U 格 (信用事由を てん補しない場 合)</u></td> <td>0.000493</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>E A 格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>E M 格又は E F 格</td> <td rowspan="2">0.002364</td> <td rowspan="2">0.046</td> <td rowspan="2">0.45</td> </tr> <tr> <td>船積後期間が 180 日以内の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船積後期間が 180 日を超える場合</td> <td>0.007884</td> <td>▲0.948</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>							a	b	調整 係数	政府開発援助契約等					政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、 <u>S A 格又は P U 格 (信用事由を てん補しない場 合)</u>	0.000493	0.000	0.2	E A 格	0.000874	0.016	0.3	E M 格又は E F 格	0.002364	0.046	0.45	船積後期間が 180 日以内の場合		船積後期間が 180 日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45	
		a	b	調整 係数																																																																
政府開発援助契約等																																																																				
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格 <u>又は S A 格</u>	0.000493	0.000	0.2																																																																
	E A 格	0.000874	0.016	0.3																																																																
	E M 格又は E F 格	0.002364	0.046	0.45																																																																
船積後期間が 180 日以内の場合																																																																				
	船積後期間が 180 日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45																																																																
		a	b	調整 係数																																																																
政府開発援助契約等																																																																				
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、 <u>S A 格又は P U 格 (信用事由を てん補しない場 合)</u>	0.000493	0.000	0.2																																																																
	E A 格	0.000874	0.016	0.3																																																																
	E M 格又は E F 格	0.002364	0.046	0.45																																																																
船積後期間が 180 日以内の場合																																																																				
	船積後期間が 180 日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45																																																																

新					旧					備考	
(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。 (ii) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。					(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。 (ii) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。						
		a	b	調整 係数			a	b	調整 係数		
政府開発援助契約等					政府開発援助契約等						
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格 又は S A 格		0.000493	0.000	0.2	政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格、 S A 格又は P U 格 (<u>信用事由を てん補しない場 合</u>)		0.000493	0.000	0.2
	E A 格		0.000874	0.016	0.3		E A 格		0.000874	0.016	0.3
	E M 格又は E F 格	船積後期間が 180 日以内の場合	0.001182	0.023	0.45		E M 格又は E F 格	船積後期間が 180 日以内の場合	0.001182	0.023	0.45
船積後期間が 180 日を超える場合		0.003942	▲0.474	船積後期間が 180 日を超える場合		0.003942		▲0.474			
(注) 格付は、企業総合特約書第 1 条に規定する特約期間の開始日又は企業総合特約書第 2 条第 1 項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれか遅い日（以下「開始日等」という。）の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人が E C 格、P N 格、P U 格若しくは P T 格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第					(注) 格付は、企業総合特約書第 1 条に規定する特約期間の開始日又は企業総合特約書第 2 条第 1 項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれか遅い日（以下「開始日等」という。）の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人が E C 格、P N 格、P U 格若しくは P T 格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第						

新	旧	備考
<p>2に該当する格付をいう。)の格付(以下この注において「EC格等」という。)であって、EC格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とする。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(iv) cは、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者(次の(b)に定める者を除く。)を代金等の支払人とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が500億円を超えるものに限る。)については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。</p> <p>(b) 保険契約締結日においてEM格、EF格、PN格、PU格又はPT格の者(海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。)を代金等の支払人とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が10億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。)の場合は、2.0とする。</p> <p>ただし、この場合における上記(i)の表の適用に当たっては、<u>支払保証状又はこれに準ずる書面を取得する場合は、</u>同表中「代金等の支払人又はILCの発行</p>	<p>2に該当する格付をいう。)の格付(以下この注において「EC格等」という。)であって、EC格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とし、<u>PU格に変更された場合にあっては変更日(PU格に変更された後にEC格等以外の格付に再度変更された場合にあっては、最初のEC格等以外の格付への変更日)における格付とする。</u></p> <p>(iii) (略)</p> <p>(iv) cは、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者(次の(b)に定める者を除く。)を代金等の支払人とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が500億円を超えるものに限る。)については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。</p> <p>(b) 保険契約締結日においてEM格、EF格、PN格、PU格又はPT格の者(海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。)を代金等の支払人とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が25億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。)の場合は、2.0とする。</p> <p>ただし、この場合における上記(i)の表の適用に当たっては、同表中「代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証</p>	

新	旧	備考																				
<p>銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。<u>その他の場合は、EA格とする。</u></p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(p) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合には、別表第1のとおりとする。</p> <p>(h) ～ (i) (略)</p>	<p>状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(p) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合には、別表第1のとおりとする。</p> <p>(h) ～ (i) (略)</p>																					
<p>3 ～ 6 (略)</p>	<p>3 ～ 6 (略)</p>																					
<p>7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 支出費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00043)に規定する特約(以下「支出費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率</p> <p>① 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合</p> <p>(i) ～ (iv) (略)</p> <p>② 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 $\text{保険料率(\%)} = (a \times X) \times 0.5 \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times b$ (i) 係数aは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1125 952 1402"> <tr> <td>代金等の支払人の保険契約締結日における格付</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>GS格、GA格、GE格、EE格又はSA格</td> <td>0.000394</td> </tr> <tr> <td>EA格</td> <td>0.000611</td> </tr> <tr> <td>EM格又はEF格</td> <td>0.003119</td> </tr> <tr> <td>設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合</td> <td></td> </tr> </table>	代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a	GS格、GA格、GE格、EE格又はSA格	0.000394	EA格	0.000611	EM格又はEF格	0.003119	設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合		<p>7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 支出費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00043)に規定する特約(以下「支出費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率</p> <p>① 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合</p> <p>(i) ～ (iv) (略)</p> <p>② 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 $\text{保険料率(\%)} = (a \times X) \times 0.5 \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times b$ (i) 係数aは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1070 1125 1825 1402"> <tr> <td>代金等の支払人の保険契約締結日における格付</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格(信用事由をてん補しない場合)</td> <td>0.000394</td> </tr> <tr> <td>EA格</td> <td>0.000611</td> </tr> <tr> <td>EM格又はEF格</td> <td>0.003119</td> </tr> <tr> <td>設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合</td> <td></td> </tr> </table>	代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a	GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格(信用事由をてん補しない場合)	0.000394	EA格	0.000611	EM格又はEF格	0.003119	設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合		
代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a																					
GS格、GA格、GE格、EE格又はSA格	0.000394																					
EA格	0.000611																					
EM格又はEF格	0.003119																					
設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合																						
代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a																					
GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格(信用事由をてん補しない場合)	0.000394																					
EA格	0.000611																					
EM格又はEF格	0.003119																					
設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合																						

新		旧		備考
	企業総合特約書により保険契約を締結する場合 0.000650 (注) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、上記2(2)②(ii)(注)を準用する。 (v) (略) (iii) (略) (2) ~ (3) (略) (4) プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成26年12月19日14-制度-00223)に規定する特約(以下「プラント等増加費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率は、 <u>次の式により算出する。ただし、0.001%といずれか大きいほうとする。</u> $\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.2 \times \text{付保率}$ (i) ~ (ii) (略)		企業総合特約書により保険契約を締結する場合 0.000650 (注) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、上記2(2)②(ii)(注)を準用する。 (v) (略) (iii) (略) (2) ~ (3) (略) (4) プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成26年12月19日14-制度-00223)に規定する特約(以下「プラント等増加費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率 $\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.2 \times \text{付保率}$ (i) ~ (ii) (略)	
8	上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー (1) ~ (3) (略) (4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等(当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式(本邦内のみで決済を完了するものに限る。))により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。)、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等(決済方法のいかんを問わない。))又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。 イ ~ ハ (略) (5) ~ (9) (略)	8	上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国カテゴリー (1) ~ (3) (略) (4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等(当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式(本邦内のみで決済を完了するものに限る。))により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。)、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等(決済方法のいかんを問わない。))又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。 イ ~ ハ (略) (5) ~ (9) (略)	
[2]	~ [4] (略)	[2]	~ [4] (略)	
[5]	簡易通知型包括保険約款(以下[5]において約款という。)	[5]	簡易通知型包括保険約款(以下[5]において約款という。)	

新		旧		備考																																																		
<p>に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船後危険(約款第11条第2項のてん補危険をいう。以下同じ。)に係る保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>		<p>に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船後危険(約款第11条第2項のてん補危険をいう。以下同じ。)に係る保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整 係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">政府開発援助契約等</td> <td rowspan="2">0.000493</td> <td rowspan="2">0.000</td> <td rowspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td>G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格 <u>又はS A 格</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E M 格又はE F 格</td> <td>船積後期間が180日以内の場合</td> <td>0.001182</td> <td>0.023</td> <td rowspan="2">0.45</td> </tr> <tr> <td>船積後期間が180日を超える場合</td> <td>0.003942</td> <td>▲0.474</td> </tr> </tbody> </table>				a	b	調整 係数	政府開発援助契約等		0.000493	0.000	0.2	政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格 <u>又はS A 格</u>			0.000874	0.016	0.3	E M 格又はE F 格	船積後期間が180日以内の場合	0.001182	0.023	0.45	船積後期間が180日を超える場合	0.003942	▲0.474	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整 係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">政府開発援助契約等</td> <td rowspan="2">0.000493</td> <td rowspan="2">0.000</td> <td rowspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td>G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格、 <u>S A 格又はP U 格(信用事由を てん補しない場 合)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E M 格又はE F 格</td> <td>船積後期間が180日以内の場合</td> <td>0.001182</td> <td>0.023</td> <td rowspan="2">0.45</td> </tr> <tr> <td>船積後期間が180日を超える場合</td> <td>0.003942</td> <td>▲0.474</td> </tr> </tbody> </table>				a	b	調整 係数	政府開発援助契約等		0.000493	0.000	0.2	政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格、 <u>S A 格又はP U 格(信用事由を てん補しない場 合)</u>			0.000874	0.016	0.3	E M 格又はE F 格	船積後期間が180日以内の場合	0.001182	0.023	0.45	船積後期間が180日を超える場合	0.003942	▲0.474	
		a	b	調整 係数																																																		
政府開発援助契約等		0.000493	0.000	0.2																																																		
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格 <u>又はS A 格</u>																																																					
		0.000874	0.016	0.3																																																		
E M 格又はE F 格	船積後期間が180日以内の場合	0.001182	0.023	0.45																																																		
	船積後期間が180日を超える場合	0.003942	▲0.474																																																			
		a	b	調整 係数																																																		
政府開発援助契約等		0.000493	0.000	0.2																																																		
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、 G E 格、E E 格、 <u>S A 格又はP U 格(信用事由を てん補しない場 合)</u>																																																					
		0.000874	0.016	0.3																																																		
E M 格又はE F 格	船積後期間が180日以内の場合	0.001182	0.023	0.45																																																		
	船積後期間が180日を超える場合	0.003942	▲0.474																																																			
(注)格付は、引受基準適用日の属する保険年度の期初(以下		(注)格付は、引受基準適用日の属する保険年度の期初(以下																																																				

新	旧	備考
<p>「開始日等」という。)における代金等の支払人の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人がEC格、SC格、PN格、PU格若しくはPT格の場合又は事故管理区分(名簿規程別表第2に該当する格付をいう。)の格付(以下この注において「EC格等」という。)であって、引受基準適用日までの間に、EC格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ cは別表第3のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>「開始日等」という。)における代金等の支払人の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人がEC格、SC格、PN格、PU格若しくはPT格の場合又は事故管理区分(名簿規程別表第2に該当する格付をいう。)の格付(以下この注において「EC格等」という。)であって、引受基準適用日までの間に、EC格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とし、<u>PU格に変更された場合にあっては変更日(PU格に変更された後にEC格等以外の格付に再度変更された場合にあっては、最初のEC格等以外の格付への変更日)における格付とする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ cは別表第3のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>4 上記2に規定する係数表における国カテゴリー 上記2(1)①の(注)の規定にかかわらず、政府開発援助契約等([1]8(4)に掲げる借款等をいう。)により決済が行われる輸出契約等(当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式(本邦内のみで決済を完了するものに限る。)により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。)、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等(決済方法のいかんを問わない。)又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の船後危険の保険料率の計算に当たっては、[1]8(4)のイ、ロ又はハの国カテゴリーを適用する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 上記2に規定する係数表における国カテゴリー 上記2(1)①の(注)の規定にかかわらず、政府開発援助契約等([1]8(4)に掲げる借款等をいう。)により決済が行われる輸出契約等(当該輸出契約等の決済がLCスウィッチ方式により行われるもの、トランスファー方式(本邦内のみで決済を完了するものに限る。)により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。)、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等(決済方法のいかんを問わない。)又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の船後危険の保険料率の計算に当たっては、[1]8(4)のイ、ロ又はハの国カテゴリーを適用する。</p> <p>5 (略)</p>	
<p>[6] ~ [7] (略)</p>	<p>[6] ~ [7] (略)</p>	
<p>[8] 前払輸入保険約款に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。 非常事由に係る場合の保険料率(%) = (0.042 + 0.034 × X) × 国</p>	<p>[8] 前払輸入保険約款に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。 非常事由に係る場合の保険料率(%) = (0.042 + 0.034 × X) × 国</p>	

新	旧	備考
<p>別倍率</p> <p>信用事由に係る場合の保険料率(%)=0.180+0.148×X</p> <p>(1) Xは、約款第9条第1項に規定する保険責任の開始日から前払金の返還期限までが6月以内の場合は1とし、当該期間が6月を超える場合は1に6月を超える期間の6月又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>別倍率</p> <p>信用事由に係る場合の保険料率(%)=0.180+0.148×X</p> <p>(1) <u>係数Xは、保険期間(約款第9条第1項に規定する保険責任の開始日から起算した同条第2項に規定する保険責任の終了日までの期間をいう。)</u>が6月以内の場合は1とし、<u>保険期間が6月を超える場合は1に6月を超える期間の6月又はその端数ごとに1を加える。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	
<p>[9] 海外投資(株式等)保険約款(以下「株式約款」という。)又は海外投資(不動産等)保険約款(以下「不動産約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>非常事由に係る保険金額あたりの基本保険料率は、保険年度(保険期間の開始日から12月ごとの期間をいう。以下[9]において同じ。)</u>ごとに別表第5のとおりとする。</p> <p>(2) <u>信用事由に係る保険金額あたりの基本保険料率</u>にあつては、保険年度ごとに0.85%とする。</p> <p>2 割増は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>株式約款第2条第1項第4号ロに掲げる場合について特約を付して保険契約を締結する場合の、上記1(1)の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.2%とする。</u></p> <p>(2) <u>株式約款第2条第3項に規定する特約を付して保険契</u></p>	<p>[9] 海外投資(株式等)保険約款(以下「株式約款」という。)又は海外投資(不動産等)保険約款(以下「不動産約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>株式約款第2条第1項第1号から第5号までに掲げるてん補事由に係る保険契約又は不動産約款第2条各号に掲げるてん補事由に係る保険契約にあつては、保険年度(保険期間の開始日から12月ごとの期間をいう。以下[9]において同じ。)</u>ごとに別表第5のとおりとする。</p> <p>(2) <u>株式約款第2条第1項第6号に掲げるてん補事由に係る保険契約にあつては、保険年度ごとに0.85%とする。</u></p> <p>2 割増は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であつて、事業の遂行上特に重要なもの(以下「重要資産等」という。)を外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の、上記1(1)の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.2%とする。</u></p> <p>(2) <u>株式約款第2条第1項第2号から第4号までのいずれ</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>約を締結する場合</u>の、上記 1 (1) の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.1%とする。</p> <p>(3) <u>株式約款に基づき締結される保険契約において、被保険投資の対象となる株式に質権若しくは譲渡担保が設定される場合、別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は株式等約款第 2 条第 2 項に規定する特約の対象となる再投資先企業の株式若しくは当該再投資先企業に対する貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合</u>（ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。）の保険料率は、上記 1 の基本保険料率（上記 2 (1) 又は (2) が適用される場合にあつては、2 (1) 及び (2) のうち該当するすべての割増保険料率を加えた率）に 1.10 を乗じて得た率とする。</p> <p>3 月割計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>株式約款に基づき締結される保険契約において、増資に伴う送金額について保険金額を増額する場合、当該送金額に係る保険金額の増額が承認された日又は当該送金日のいずれか遅い日</u>（以下「承認日等」という。）を含む保険年度における保険料率は、上記 1 の基本保険料率に承認日等の属する月から当該保険年度末の月までの月数を 12 で除して得た数値（小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。）</p>	<p><u>かに掲げる事由により受ける損失のうち同項第 2 号イ、ニの事由が被保険投資の相手方の一の事業拠点等（同約款第 2 条第 2 項の特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）において生じたことにより受けるものについててん補の対象とする場合</u>の、上記 1 (1) の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.1%とする。</p> <p>(3) 被保険投資の対象となる株式又は別に付した特約において重要資産等に含めた株式又は貸付金債権に質権又は譲渡担保が設定される場合（ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。）の保険料率は、上記 1 の基本保険料率（上記 2 (1) 又は (2) が適用される場合にあつては、2 (1) 及び (2) のうち該当するすべての割増保険料率を加えた率）に 1.10 を乗じて得た率とする。</p> <p>3 月割計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 増資に伴う送金額について保険金額を増額する場合の当該送金額に係る保険金額の増額が承認された日又は当該送金日のいずれか遅い日（以下「承認日等」という。）を含む保険年度における保険料率は、上記 1 の基本保険料率に承認日等の属する月から当該保険年度末の月までの月数を 12 で除して得た数値（小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。）</p>	

新	旧	備考
<p>下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。) を乗じて得た率とする。</p> <p>(3) 株式約款第34条第2項の<u>規定</u>に基づく請求を行う場合であって統合先証券(海外投資保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00038)第15条第1項に規定するものをいう。)の保険年度の開始月と被統合証券(海外投資保険運用規程第15条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る証券統合後の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>4 株式約款に<u>あつては、別表第5の国カテゴリーは、被保険投資の相手方の所在国(以下「投資先国」という。)の国カテゴリーとする。ただし、以下の(1)から(5)に該当する場合は、それぞれ規定された国カテゴリーを適用することとし、以下の(1)から(3)までのうち2つ以上に該当する場合にあつては、そのうち、算出される保険料(プレミアム相当額の損失に係る部分を含む。)が最も高いものを適用することとする。</u></p> <p>(1) <u>被保険投資の相手方の事業拠点等(株式約款第2条第3項に規定する特約の対象となるものをいい、再投資先企業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行う企業をいう。以下同じ。)の事業拠点等は含まない。以下同じ。)が投資先国以外の国に所在する場合は、保険契約全体について、当該事業拠点等の所在国と投資先国のうちいずれか保険料率の高い方の国カテゴリーを適用する。</u></p> <p>(2) <u>被保険投資の相手方の主要な事業資産等に係る株式約款第2条第1項第2号から第4号までのうちいずれかの事由による損失(ただし、株式約款第2条第2項に規定する特約によりてん補される損失を除く。)をてん補する場合であつて、当該主要な事業資産等が投資先国以外の国に所在する場合は、保険契約全体について、当該主要な事業資産等の所在国と投資先国のう</u></p>	<p>を乗じて得た率とする。</p> <p>(3) 株式約款第34条第2項の<u>規程</u>に基づく請求を行う場合であつて統合先証券(海外投資保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00038)第18条第1項に規定するものをいう。)の保険年度の開始月と被統証券(海外投資保険運用規程第18条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る証券統合後の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>4 国カテゴリーは、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)にかかわらず、被保険投資の相手方の存在する国と、被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人の所在する国(以下「再投資先国」という。)又は重要資産等若しくは事業拠点等の存在する国(以下「重要資産等所在国等」という。)が異なる場合であつて、当該再投資先国又は重要資産等所在国等に係るてん補事由による損失についててん補する場合は、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)、(2)にかかわらず、株式約款第2条第2項の特約を付した場合であつて、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国が異なるときには、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>再投資先国について当該特約の対象とならない部分であつて、当該再投資先国に係るてん補事由による損失についてて</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>ちいずれか保険料率の高い方の国カテゴリーを適用する。</u></p> <p><u>(3) 株式約款第2条第2項に規定する特約を付して保険契約を締結する場合は、元本のうち当該特約の対象となる再投資先企業の事業に係る持ち分の部分については以下の①から④（再投資先企業の事業に係る損失のみをてん補する特約を付す場合にあっては②から④）までのうち最も保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については①の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国と②（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。なお、元本について、当該特約の対象となる再投資先企業の事業に係る持ち分の合計額が取得のための対価の額を超過する場合は、適用される保険料率が最も高い部分から順に保険料を徴収することとし、当該超過分に係る保険料は徴収しない（以下、(5)において同じ。）。</u></p> <p><u>① 投資先国（ただし、(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は該当する同各号に基づく国カテゴリー適用国とし、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、そのうち保険料率の高い方の国カテゴリー適用国とする。）</u></p> <p><u>② 再投資先企業の所在国（以下「再投資先国」という。）</u></p> <p><u>③ 再投資先企業の事業拠点等（株式約款第2条第3項に規定する特約の対象となるものに限る。）の所在国</u></p> <p><u>④ 再投資先企業の主要な事業資産等の所在国（株式約款第2条第2項に規定する特約により当該主要な事業資産等に係る損失をてん補する場合に限る。）</u></p> <p><u>(4) (3)に規定する再投資先企業の事業に係るプレミアム相当額の損失について、株式約款第3条第4項に規定する特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、当該プレミアム相当額に係る部分については、(3)の元本に係る規定を準用する。</u></p> <p><u>(5) 株式約款第2条第1項第5号の事由による損失のみをてん</u></p>	<p><u>ん補する場合は、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとし、それ以外については被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリーとする。ただし、当該再投資先国と、当該被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人に係る重要資産等所在国等が異なる場合は、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。</u></p> <p><u>② 再投資先国について当該特約の対象となる部分にあっては、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国（再投資先国が複数存在する場合にあっては、被保険投資の存在する国と当該特約内容をてん補する再投資先国のうちそれぞれいずれか保険料率の高い国）の国カテゴリーとする。ただし、当該再投資先国と、当該被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人に係る重要資産等所在国等が異なる場合は、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>補する場合であって、再投資先企業の事業に係る損失をてん補するときは、元本のうち当該再投資先企業の事業に係る持ち分の部分については投資先国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については投資先国の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国と再投資先国（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。</u></p> <p><u>注1：(1)から(3)における「保険料率」とは、2.の割増が適用される場合にあつては別表第5の非常事由に係る基本保険料率(年率)について当該割増適用後の料率をいうものとし、それ以外の場合は別表第5の非常事由に係る基本保険料率(年率)をいうものとする。</u></p> <p><u>注2：主要な事業資産等とは、事業の遂行上重要な資産等をいい、再投資先企業への出資を通じて間接的に所有するものを含む。なお、株式約款第2条第1項第4号の事由にあつては「重要資産等」をいうものとする。</u></p> <p><u>注3：再投資先企業の事業に係る持ち分とは、再投資先企業の株式及び再投資先企業向け貸付金債権に係る被保険者の持ち分をいう。</u></p> <p><u>5 不動産約款にあつては、別表第5の国カテゴリーは、被保険投資の目的たる不動産に関する権利等の所在する国の国カテゴリーとする。</u></p>		
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の</p>	

新	旧	備考																				
<p>元本に係るもの限り（以下Ⅲ〔4〕において同じ。）、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ〔4〕において同じ。）。）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率適用期間年数 = 貸出の期間 + 償還の期間</p> <p>注1 ~ 注2 (略)</p> <p>① 貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、WADが0.5未滿となる場合はWADを貸出の期間とし、貸出の回数が1の場合は貸出の期間を0とする。</p> <p>貸出の期間 = (WAD - 0.25) ÷ 0.5</p> <p>WADとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。</p> $WAD = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T d n} \times T y n$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">n</td> <td>貸出の回数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R i</td> <td>第 i 回目の貸出（第 i 回目の貸出の元本 × T d i ÷ 貸出の元本の総額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">T d i</td> <td>第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">T d n</td> <td>第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">T y n</td> <td>第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数</td> </tr> </table> <p>注1：WADの計算の各過程（WAD、R i 及び T y n を除く。）において生じた数値は、小数点以下第 11 位を四捨五入し、第 10 位までを有効とする。</p>	n	貸出の回数	R i	第 i 回目の貸出（第 i 回目の貸出の元本 × T d i ÷ 貸出の元本の総額）	T d i	第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数	T d n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数	T y n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数	<p>元本に係るもの限り（以下Ⅲ〔4〕において同じ。）、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ〔4〕において同じ。）。）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率適用期間年数 = 貸出の期間 + 償還の期間</p> <p>注1 ~ 注2 (略)</p> <p>① 貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、WADが0.5未滿となる場合はWADを貸出の期間とし、貸出の回数が1の場合は貸出の期間を0とする。</p> <p>貸出の期間 = (WAD - 0.25) ÷ 0.5</p> <p>WADとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。</p> $WAD = \frac{\sum_{i=1}^{n-1} (R_i)}{T d n} \times T y n$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">n</td> <td>貸出の回数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R i</td> <td>第 i 回目の貸出（第 i 回目の貸出の元本 × T d i ÷ 貸出の元本の総額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">T d i</td> <td>第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">T d n</td> <td>第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">T y n</td> <td>第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数</td> </tr> </table> <p>注1：WADの計算の各過程（WAD、R i 及び T y n を除く。）において生じた数値は、小数点以下第 11 位を四捨五入し、第 10 位までを有効とする。</p>	n	貸出の回数	R i	第 i 回目の貸出（第 i 回目の貸出の元本 × T d i ÷ 貸出の元本の総額）	T d i	第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数	T d n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数	T y n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数	
n	貸出の回数																					
R i	第 i 回目の貸出（第 i 回目の貸出の元本 × T d i ÷ 貸出の元本の総額）																					
T d i	第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数																					
T d n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数																					
T y n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数																					
n	貸出の回数																					
R i	第 i 回目の貸出（第 i 回目の貸出の元本 × T d i ÷ 貸出の元本の総額）																					
T d i	第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数																					
T d n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数																					
T y n	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数																					

新	旧	備考
<p>注2：WAD及びT y nは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。</p> <p>注3：起算点は、上記I (10)の規定にかかわらず、最終の貸出の実行日とする。(以下②において同じ。)</p> <p>注4：T y nは、翌年の第1回の貸出の日の応答日の前日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第1回の貸出の日の応答日の前日までの日数で年換算した数値とする。</p> <p>注5：R iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>注2：WAD及びT y nは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。</p> <p>注3：起算点は、上記I (10)の規定にかかわらず、最終の貸出の実行日とする。(以下②において同じ。)</p> <p>注4：T y nは、翌年の第1回の貸出の日の応答日の前日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第1回の貸出の日の応答日の前日までの日数で年換算した数値とする。</p> <p>注5：R iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>	
<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] (略)</p> <p>[2] 内容変更等通知時又は承認時に納付すべき保険料の額は、変更後の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額が当該変更前の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額(輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、当該変更前に納付されている保険料の額)を超えるときは、その差額とする。</p> <p>[3] ~ [10] (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成28年4月1日から実施するものとする。</u></p>	<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] (略)</p> <p>[2] 内容変更承認時に納付すべき保険料の額は、変更後の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額が当該変更前の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額(輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、当該変更前に納付されている保険料の額)を超えるときは、その差額とする。</p> <p>[3] ~ [10] (略)</p>	

新	旧	備考
<p>別表第 1</p> <p>企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数 c (小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までを有効とする。) は、<u>次に規定する信用事由に係る損害率に関する割増・割引係数 (以下「保険成績調整係数」という。)</u>とする。</p> <p>保険成績調整係数は、企業総合特約書の締結時又は更新時に、企業総合特約書の締結者ごと又は企業総合特約書附帯別表第 1 第 2 号に定める部門ごとに、次のとおりとし、当該特約書の適用される期間中適用する。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>別表第 1</p> <p>企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数 c (小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までを有効とする。) は、<u>次の 1 及び 2 に規定する係数を乗じて得た数値とする。</u></p> <p><u>1 信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、I L C により決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契約等又は代金等の支払人が開始日等において G S 格、G A 格、G E 格、S A 格、E E 格、E A 格若しくは P U 格の輸出契約等にあつては、1.00 とし、代金等の支払人が開始日等において E M 格又は E F 格の輸出契約等にあつては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 企業総合保険特約書第 5 条第 2 号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額 (以下「支払限度額」という。) を開始日等において E M 格又は E F 格の者について設定する場合 (貿易一般保険運用規程 (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034) 第 61 条第 2 項ただし書きに定める支払限度額の変更又は同条第 3 項に定める支払限度額の増額及び同条第 4 項に定める支払限度額の減額を含む) であつて、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第 60 条第 2 項に規定する暫定限度額に 2.0 を乗じて得た額を超える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、1.450 (小数点以下第 3 位までを有効とする。) を上限とする。</u></p> <p><u>$(\text{支払限度額} \div \text{暫定限度額} - 1) \times 0.05 + 1$</u></p> <p><u>注：() 内の数値は、小数点以下第 2 位を切り上げ第 1 位までを有効とする。</u></p> <p><u>(2) 貿易一般保険運用規程第 60 条第 4 項 1 号又は第 2 号に該当する場合に支払限度額を設定するときには 1.450。ただし、企業総合特約書第 2 条第 1 項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方 (企業総合特約書第 2 条第 2 項の規定により登録を削除して 2 年を経過していないものを除く。) を除く。</u></p>	

新	旧	備考
	<p>(3) <u>上記(1)及び(2)以外の場合は1.00</u></p> <p>2 <u>信用事由に係る損害率に関する割増・割引係数（以下「保険成績調整係数」という。）は、企業総合特約書の締結時又は更新時に、企業総合特約書の締結者ごと又は企業総合特約書附帯別表第1第2号に定める部門ごとに、次のとおりとし、当該特約書の適用される期間中適用する。ただし、<u>保険契約締結日においてPU格の者を代金等の支払人とする輸出契約等（ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の保険成績調整係数は、1.00とする。</u></u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	
別表第2 (略)	別表第2 (略)	
<p>別表第3</p> <p>簡易通知型包括保険約款に基づく信用事由に係る係数cは、次に規定する損害率に関する割増・割引係数（以下「保険成績調整係数」という。）とする。</p> <p>保険成績調整係数は、簡易通知型包括保険契約の締結時又は更改時に、簡易通知型包括保険契約の契約者ごと又は簡易通知型包括保険証券に定める部門ごとに、次のとおりとし、当該保険年度の期間中適用する。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>別表第3</p> <p>簡易通知型包括保険約款に基づく信用事由に係る係数cは、次に規定する損害率に関する割増・割引係数（以下「保険成績調整係数」という。）とする。</p> <p>保険成績調整係数は、簡易通知型包括保険契約の締結時又は更改時に、簡易通知型包括保険契約の契約者ごと又は簡易通知型包括保険証券に定める部門ごとに、次のとおりとし、当該保険年度の期間中適用する。<u>ただし、引受基準適用日においてPU格の者を代金等の支払人とする輸出契約等（ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の保険成績調整係数は、1.00とする。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	
別表第4 ～ 別表第6 (略)	別表第4 ～ 別表第6 (略)	